

基本財産担保提供承認申請の手続きについて

1. 概要

- 社会福祉法人が、基本財産を担保に提供しようとするときは、事前に基本財産担保提供承認申請書に必要な書類を添付して所轄庁に提出し、所轄庁の承認を得なければならない。
(定款例第29条、審査基準第2-2-(1)ア、第5-(1))
- 所轄庁は、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、担保提供の承認を行う。

- ※ 融資等に必要の基本財産の担保提供は、所轄庁の承認を受けなければ、その手続を行うことができないため、十分に留意すること。
- ※ 基本財産の担保提供には、具体的な必要性がなければならぬため、基本財産に根抵当権を設定することは認められないので、十分注意すること。

特例～基本財産担保提供承認が不要な場合～

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関からの融資に係る担保提供については、定款に基づき、所轄庁の承認は必要としない。
- ③ 民間金融機関から貸付を受ける場合においては、法人の定款変更を次のとおり行い、事前に「民間金融機関からの借入に関する意見書」を届け出た場合には所轄庁の承認は不要である。
※ ③は定款に規定されている場合のみ

社会福祉法人定款例（抜粋）

第六章資産及び会計

（基本財産の処分）

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、[所轄庁]の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、[所轄庁]の承認は必要としない。

一及び二（略）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

基本財産担保提供に係る確認事項

① 担保提供の目的

担保提供に係る借入金の目的は、社会福祉事業に充てられるものでなければならない。公益事業や収益事業のための借入金、法人役員や役員の経営する会社等の借入金、当該法人の事業

とは無関係の目的のための借入金の担保に供することはできない。

② 償還計画の確実性

当該担保提供に係る借入金について、償還財源や事業収入等を考慮し、適正な償還計画が立てられている必要がある。

③ 担保提供手続の適法性

担保提供に係る法人としての意思決定は、当該法人の定款に定める所定の手続き（理事会・評議員会の承認等）を経ている必要がある。

建築予定の建物について民間金融機関から貸付を受ける場合の留意事項

- ① 建物が完成し、所有権保存登記後に抵当権設定契約が締結され、融資が実行されるのが通例である。
- ② 建物の着工前においては、建物（基本財産）は存在しないので、所轄庁においては、基本財産の担保提供承認はできない。
- ③ 理事会において多額の借財及び抵当権設定について承認を受けるとともに所轄庁に事前の協議を行うことが適切である。
- ④ 建物完成後、建物所有権保存登記後に、基本財産編入の定款変更及び基本財産担保提供承認について理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁に速やかに定款変更届及び基本財産担保提供承認申請を行い、所轄庁においても適切に処理すべきである。

2. 基本財産処分担保提供承認申請に係る事項

(1) 基本財産（土地）の担保設定

(2) 基本財産（建物）の担保設定

基本財産の土地及び建物について、担保に提供する場合は、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、担保設定する前に所轄庁の承認を得る必要がある。

基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断することに留意。

3. 基本財産担保承認申請の流れ

基本財産の担保提供が必要となった時期に、必ず事前に承認申請を行い、所轄庁の承認を受ける必要がある。

- (1) 基本財産の担保提供内容を整理した上、福祉総務課まで事前連絡を行う。
- (2) 理事会で、基本財産担保提供について決議するとともに、評議員会の開催（日時・場所及び議題・議案（基本財産の担保提供に関する議案））を決議する。
- (3) 評議員会で、基本財産の担保提供について決議する。
- (4) 「基本財産担保提供承認申請書」を必要な書類とともに提出する。

※ 所轄庁の承認日以降において、当該基本財産の担保提供が実施可能となる。このため、承認日以降に、当該基本財産を担保に設定すること。

4. 提出書類

(1) 提出書類一覧表

- ① 別紙「基本財産担保提供承認申請に伴う提出書類一覧」及び「チェックリスト」を参照すること。

(○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類)

書類一覧表のうち、必要なものについて、一覧表の順に並べて2部提出すること。

② 官公庁等が発行する書類は、正本は原本を添付し、副本は写しを添付すること。

(2) 提出先

○宛先：「栃木市保健福祉部福祉総務課検査指導係 宛」

○住所：〒328-8686 栃木市万町9番25号

○電話：0282-21-2237

(3) 提出部数2部（正本1部・副本1部）

○A4サイズに、別紙「基本財産担保提供承認申請に伴う提出書類一覧」の順に綴じて提出すること。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付すること。

○申請書の次に、添付書類目録（添付書類の名称を記載した書類）を添付すること。

○土地、建物の表示は、1筆、1棟ごととし、登記上の記載内容と一致させること。

○不動産登記事項証明書等は、発行日から3ヵ月以内の原本を添付すること。（申請日を基準）

○住所、氏名は一字一句すべて印鑑登録証明書記載のとおりに入力すること。

例：住所 ○・・・■町一丁目2番5号

×・・・■町1-2-5

5. 「チェックリスト」

○申請に必要な書類

次のチェック事項を確認の上、次の順番に並べた書類を、2部揃えてください。

[チェックリスト]

書類	チェック事項
基本財産担保提供承認申請書	<ul style="list-style-type: none">・法人の主たる事務所の所在地は、定款に定める事務所所在地と合致しているか。・資金借入れの内容、資金計画等は適切か。・借入金に関する事項について、借入れの期間や利息は適切で、法人に償還能力があり、償還計画も適切か。・担保物件は担保目的に見合ったもの（法人の基本財産）で、記載は不動産登記事項証明書と一致しているか。
添付書類目録	<ul style="list-style-type: none">・添付書類の名称を記載した目録であるか。
理事会議事録（写） ① 基本財産の担保提供 ② 評議員会の招集（開催）	<ul style="list-style-type: none">・代表者名で原本証明しているか・理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成（法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数）をもって行われているか。・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。・議事録記載事項（法令で定めるもの）を、記載しているか。・基本財産の担保提供に関する議案（借入金の詳細、償還計画、今後の資金計画、担保物件に関する事項等についての議案）を記載しているか。・評議員会の招集について、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決議をしているか。
評議員会議事録（写）	<ul style="list-style-type: none">・代表者名で原本証明しているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行われているか。 ・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 ・議事録記載事項（法令で定めるもの）を記載しているか。 ・基本財産の担保提供に関係する議案（借入金の詳細、償還計画、今後の資金計画、担保物件に関する事項等についての議案）を記載しているか。
決算書（法人全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の決算書（法人全体（法人単位及び内訳））は不備なく添付されているか。 ① 貸借対照表及び内訳表、② 資金収支計算書及び内訳表、 ③ 事業活動収支計算書及び内訳表、④ 注記（法人全体）、⑤ 財産目録 ・定款上の基本財産と財産目録の基本財産の表記が一致しているか。
不動産登記事項証明書 （※抵当権設定前）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行された証明書を添付しているか。 ・「申請書」及び「現行の定款」の表記と、整合性がとれているか。 ・所有権保存登記をしているか。 ・基本財産担保提供承認を受けていない借入金のための担保設定が行われていないか。
定款	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の定款が添付されているか。
資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設及び不動産購入資金、運営資金等の借入に際して、収支計算、調達資金、整備計画等が適切なものか。 ・収支項目及び金額が、各種契約書・見積書、補助金決定通知書、借入金決定通知書等と一致しているか。
補助金決定通知書（写）	<ul style="list-style-type: none"> 【県・市町から補助がある場合に添付】 ・補助金合計額が、資金計画書と一致しているか。
助成金決定通知書（写）	<ul style="list-style-type: none"> 【各種助成団体から助成がある場合に添付】 ・助成金合計額が、資金計画書と一致しているか。
借入金決定通知書（写） 又は 借入金申込の受理証明書 （写）	<ul style="list-style-type: none"> 【独立行政法人福祉医療機構からの借入の場合に添付】 ・申請書、資金計画書、償還計画書と整合性があるか。 ① 借入金額 ② 償還年度等 ・借入のための担保物件は、法人の基本財産であり、担保設定に問題はないか。
金銭消費貸借契約書 （写）又は 融資証明書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、資金計画書、償還計画書と整合性があるか。 ① 借入金額 ② 償還年度等 ・借入のための担保物件は、法人の基本財産であり、担保設定に問題はないか。
法人自己資金の贈与契約書(写)及び領収書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者の住所、氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。 ・寄附者の寄附能力について、決算書や課税証明書等による確認ができているか。
法人自己資金寄附者の 身分証明書・印鑑登録 証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行された証明書が添付されているか。 ・印鑑登録証明書については、原本1部を添付しているか。 （副本は写しで可。）
法人自己資金寄附者の 預金残高証明書及び通 帳の写し （表紙及び残高のペー ジの写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行された証明書が添付されているか。 ・通帳から資金の大幅な変動がなく、常に贈与額を確保できる状態であるか。
償還計画表	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金決定通知書等の金額と一致しているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・収支シミュレーションを行った上で、償還計画に無理はないか。 ・償還財源に不確実な財源(※)が予定されていないか。 ※ バザー収入等の収入金額が確実にないもの。 ・償還財源が介護収入や住居費の場合、償還限度額の範囲内の償還計画になっているか。 ・償還財源が支援費やサービス推進費の場合、収入計算表で償還計画に問題はないか。
借入金償還金贈与契約書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者の住所、氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。 ・寄附者の寄附能力について、決算書や課税証明書等による確認ができているか。 ・償還計画表の金額と一致しているか。
償還金寄附者の印鑑登録証明書及び所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行された証明書が添付されているか。 ・印鑑登録証明書については、原本1部を添付しているか。 (副本は写しで可。) ・寄附者の総所得額がわかるもの(住民税課税証明書等)が添付されているか。 ・寄附者の寄附能力は、適正であるか。
工事関係見積書(写)又は契約書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書の金額と一致しているか。 ・見積書については、見積業者等の代表者印が押印されているか。 ・契約書については、双方の代表者印が押印されているか。
売買関係見積書(写)又は契約書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書の金額と一致しているか。 ・見積書については、見積業者等の代表者印が押印されているか。 ・契約書については、双方の代表者印が押印されているか。
図面(位置図、配置図、平面図)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の図面や事業を実施する場所(範囲)が確認できる図面(位置図、配置図、平面図)を添付しているか。
土地の公図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行された公図が添付されているか。 ・公図については、原本1部を添付しているか。(副本は写しで可。)
事業計画書(施設整備関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備関係事業について、整備の事業計画(事業目的・施設所在地・定員・事業内容など)の分かる資料を添付しているか。

基本財産担保提供承認申請に伴う提出書類一覧

No.	必要書類	施設建設・ 不動産購入 資金の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件 の変更	備考
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	○	別紙様式
2	添付書類目録	○	○	○	別紙ひな型
3	理事会議事録(写)【原本証明付】	○	○	○	議案書添付
4	評議員会議事録(写)【原本証明付】	○	○	○	議案書添付
5	決算書	○	○	○	法人全体の計算書類・注記・財産目録
6	不動産登記事項証明書	○	○	○	1部は原本、1部は写
7	現行の定款	○	○	○	
8	資金計画書	○	○	○	
	補助金決定通知書(写)	△	—	△	
	助成金決定通知書(写)	△	—	△	
	借入金決定通知書(写)又は 借入金申込の受理証明書(写)	○	○	○	
	金銭消費貸借契約書(写)又は融資証明書(写)	△	—	△	
	法人自己資金寄附者の贈与契約書(写) 及び領収書(写)	△	—	△	法人自己資金への寄附 がある場合
	法人自己資金寄附者の身分証明書 ・印鑑登録証明書	△	—	△	
法人自己資金寄附者の預金残高証明書 及び通帳の写し(表紙及び残高のページの写し)	△	—	△		
9	償還計画表	○	○	○	
	借入金償還金贈与契約書(写)	△	△	△	償還財源に寄附を予定し ている場合
	償還金寄附者の印鑑登録証明書・所得証明書	△	△	△	
10	工事関係見積書(写)、契約書(写)	△	—	△	
	売買関係見積書(写)、契約書(写)	△	—	△	
	図面(位置図、配置図、平面図)	○	△	○	担保物件を色分けすること
	土地の公図	△	△	△	
	事業計画書(施設整備関係)	○	—	△	
17	その他必要な書類	△	△	△	

(注1) 提出部数は2部(正本1部・副本1部)

厚生労働省通知別記1様式第6

<記載例>

基本財産担保提供承認申請書																						
申請者	主たる事務所の所在地	栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地△△																				
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん 〇〇かい 社会福祉法人 〇〇会																				
	理事長の氏名	理事長 〇〇 〇〇																				
申請年月日		令和 〇年 〇月 〇日																				
資金借入れの理由	新たに地域密着型特別養護老人ホーム及び併設の老人短期入所事業所の経営を行うに当たり、自己資金で施設整備に必要な建築工事費及び設備整備費等を賄うことができないため、金融機関から融資を受けざるを得ない。																					
借入金で行う事業の概要	①施設名：地域密着型特別養護老人ホーム〇〇〇園 事業名：特別養護老人ホーム 定員：29名 開設：令和〇年〇月〇日（予定） 住所：〇〇市〇町〇丁目〇〇番△△号 ②施設名：短期入所生活介護事業所△△△ 事業名：老人短期入所事業 定員：20名 開設：令和〇年〇月〇日（予定） 住所：〇〇市〇町〇丁目〇〇番△△号																					
資金計画	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3"><収入></td> <td>〇〇補助金</td> <td>60,000,000円</td> </tr> <tr> <td>〇〇銀行</td> <td>50,000,000円</td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>140,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><支出></td> <td>建築工事費</td> <td>90,000,000円</td> </tr> <tr> <td>設計監理費</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td>設備整備費</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>140,000,000円</td> </tr> </table>		<収入>	〇〇補助金	60,000,000円	〇〇銀行	50,000,000円	自己資金	30,000,000円			140,000,000円	<支出>	建築工事費	90,000,000円	設計監理費	30,000,000円	設備整備費	20,000,000円			140,000,000円
<収入>	〇〇補助金	60,000,000円																				
	〇〇銀行	50,000,000円																				
	自己資金	30,000,000円																				
		140,000,000円																				
<支出>	建築工事費	90,000,000円																				
	設計監理費	30,000,000円																				
	設備整備費	20,000,000円																				
			140,000,000円																			
担保提供に係る借入金	借入先	〇〇銀行																				
	借入金額	50,000,000円																				
	借入期間	20年																				
	借入利息	年〇〇%																				
	償還方法	給付費から償還																				
	償還計画	別紙のとおり																				
担保物件	栃木県栃木市〇〇町〇〇〇〇番地△△所在の〇〇〇造×××建 デイサービスセンター〇〇建物 1棟（延 〇〇㎡）																					

(注意)

担保に供する基本財産を具体的に記載すること。

【建物】1棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途

【土地】筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途